

とちぎGAPの第三者確認実施要綱

制定	平成30年3月30日	経技第1294号
改正	平成30(2018)年11月28日	経技第725号
改正	平成31(2019)年4月10日	経技第90号
改正	令和2(2020)年7月15日	経技第354号

(目的)

第1条 栃木県（以下「県」という。）は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）への食材供給対応を目的として、県による第三者確認体制を整備することとし、県内で生産される農林産物について、県が定めたGAP（栃木県GAP規範、栃木県GAP規範追補版及び栃木県きのこ生産工程管理基準（以下「県GAP規範」という。））に従って生産し、管理されることを県が確認する制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認対象農林産物
農林水産省が定める「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月農林水産省生産局策定）（以下「GAP共通基盤ガイドライン」という。）に完全準拠した県GAP規範の対象農林産物（野菜、果樹、米、麦、その他作物（食用）（以下「農産物」という。）、きのこ）。
- (2) 農場点検シート
GAP共通基盤ガイドラインに完全準拠した県GAP規範に基づく農場点検シート（別紙1及び別紙2）をいう。
- (3) 団体点検シート
団体管理体制等を確認する団体点検シート（別紙3）をいう。
- (4) 確認
農林産物の生産、管理について、第2号の農場点検シート及び第3号の団体点検シートに基づき確認する基準（以下「確認基準」という。）に適合していることを知事が調査し、確認することをいう。
- (5) 確認を受けた者
前号の規定により確認を受けた個人、団体をいう。
- (6) 調査員
農場の生産工程管理の実施状況を確認基準に基づき調査する者。
なお、調査員は、県が実施するGAP農場評価員養成研修修了者又は同等の知識を有する者で、知事が任命する職員とする。
- (7) 点検
第4号の規定による確認方法及び確認結果の内容の妥当性を点検することをいう。

(実施期間)

第3条 本制度の実施期間は、令和4(2022)年3月末日までとする。

(確認基準)

第4条 知事は、確認基準を設定するものとする。

- (1) 確認基準
農場点検シート（別紙1及び別紙2）の確認項目について、該当する項目全てに適合しているものとする。

なお、農産物は別紙 1 に適合するものとし、きのこは別紙 2 に適合するものとする。

(2) 団体の場合の確認基準

団体の場合は、前号に加えて、団体点検シート（別紙 3）の確認項目について、該当する項目全てに適合しているものとする。

（確認の申請者要件）

第 5 条 確認を申請することができる個人又は団体は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 県内で農林産物を生産する個人、若しくは共通の管理方法により生産を行う任意組織、若しくは法人又はそれらが組織する団体であること。
- (2) 前号における団体は、申請する農林産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。

（確認申請）

第 6 条 確認を受けようとする個人又は団体は、品目ごとに 3 か月間以上の G A P の取組状況について、農場点検シート及び団体点検シートに基づき自己点検を行ったのち、様式第 1 号により必要書類を添えて知事に申請するものとする。

なお、申請に当たっては、原則、農産物は所管する農業振興事務所、きのこは所管する環境森林事務所（矢板森林管理事務所を含む）の事前指導を受けるものとする。

（調査）

第 7 条 知事は、前条の規定による申請があった場合は、必要書類の審査及び現地調査の上、確認基準のうち該当する項目全てに適合していることを調査する。

2 団体申請の場合は、次の内容について調査するものとする。

- (1) 団体事務局の管理体制
- (2) 団体事務局が行う内部点検の実施状況
- (3) 団体を構成する生産者の取組状況

なお、団体を構成する生産者の取組状況については、団体を構成する全生産者数の平方根以上（小数点切上げ）を満たす数の生産者を抽出し調査する。

3 調査員は、確認基準を満たしているか否かの判断、改善指示、改善状況の調査を行い、その結果を次条に規定する点検会議に報告する。

（点検会議及び点検）

第 8 条 知事は、制度の公平性及び客観性を確保し、適正な運営を図るため、別に定めるところにより、点検会議を設置するものとする。

2 点検会議は、確認方法及び前項で報告のあった調査結果の妥当性を点検する。

（確認及び登録）

第 9 条 知事は、点検会議の点検結果に基づき確認申請の取組が確認基準に適合していると認めるときは、当該申請者に確認証（様式第 2 号）を交付し、その内容を登録するものとする。

なお、確認及び登録手数料は無料とする。

2 知事は、前項の点検の結果、確認申請の取組が確認基準に適合していない場合は、当該申請者に理由を付してその旨を通知するものとする（様式第 3 号）。

（監査）

第 10 条 知事は、確認証を交付した者（以下「確認証交付者」という。）に対し、必要があると認めるときは、登録内容の実践状況等を監査するものとする。

2 前項において、知事は、改善の必要があると認めるときは、確認証交付者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(確認及び登録の有効期間)

第11条 確認及び登録の有効期間は、確認証の交付日から1年を経過した月の属する月末までとする。

(登録内容の変更)

第12条 確認証交付者は、登録した内容に変更が生じた場合は、様式第4号により、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(確認情報の公表)

第13条 知事は、制度の概要、確認基準及び確認証交付者等の登録情報について、県のホームページ等で公表するものとする。

(確認証交付者の遵守事項)

第14条 確認証交付者は、関係法令を遵守しなければならない。

- 2 確認証交付者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。
- 3 確認証交付者は、確認基準に即した生産管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。
- 4 確認証交付者は、知事の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

(確認及び登録の取消)

第15条 知事は、次の場合に、確認及び登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 監査の結果、確認証交付者の取組が確認基準等に適合していないこと等不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合
 - (2) 確認証交付者の申請内容に虚偽が判明した場合
 - (3) その他確認証交付者が信頼を著しく損なう行為をした場合
 - (4) 知事は、確認証交付者から確認及び登録取消の届出(様式第5号)があった場合は、確認及び登録を取り消すものとする。
- 2 知事は、確認及び登録の取消を前項第1号から第3号の規定に基づき行う場合には、確認証交付者に理由を付してその旨を通知するものとする(様式第6号)。

(書類等の整備及び保管)

第16条 確認証交付者は、確認及び登録を受けた取組に関する書類を整備し、2020年東京大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

- 2 知事は、点検会議による点検内容等、必要な書類について、2020年東京大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管するものとする。

(事故等の対応)

第17条 本要綱により確認及び登録された農林産物や生産工程において、事故等が発生した場合は、確認証交付者がその責任を負うものとし、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、事故等が発生した場合、原因究明を行うとともに、確認証交付者に対し適切な指導を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農政部長が別に定める。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 30(2018)年 12 月 3 日から施行する。
- 2 この改正前に確認申請を提出した個人又は団体については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この改正は、平成 31(2019)年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2(2020)年 7 月 15 日から施行する。